

# 所得税・町民税・道民税の 申告相談がはじまります

2月18日(月)  
▼  
3月15日(金)

平成30年分の所得税額および31年度の町道民税額を決定する重要な申告です。都合のよい会場で忘れずに行ってください。所得税の確定申告をされた場合は、町道民税の申告の必要はありません。

## 【申告が必要な方】

平成31年1月1日現在、八雲町に居住し、次のいずれかに該当する方

- ① 給与所得または公的年金等の所得以外の所得(事業、不動産、譲渡、一時など)がある方
- ② 給与所得のみの方で、所得から所得控除を差し引くと残額があり、税金が源泉徴収されていない方、または源泉徴収されている税金があり年末調整をされていない方
- ③ 公的年金等の所得のみで、所得から所得控除を差し引くと残額がある方(年金収入が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の必要はないですが、町道民税の申告

が必要な場合もあります。

- ④ 国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者(加入者の申告により適正な保険料等の算出をします。無収入の方や障害年金、遺族年金等の非課税年金のみを受給されている方でも申告をしなければ、保険料等の算出に影響を及ぼすことがありますので、忘れずに申告をお願いします。ただし、収入が年金または給与のみの方は申告をする必要がない場合もあります。

## 【申告書にマイナンバー(個人番号)の記載が必要です】

申告をする際に、申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。

また、申告書を提出する際は申告者本人の「本人確認書類」の提示が必要です。申告で使用する本人確認書類は下記をご覧ください。

## 【申告に必要なもの】

- ・ 収入がわかる書類(給与や年金の源泉徴収票、仕入れ

および売上帳簿など)

- ・ 所得控除に関する書類(国民年金保険料の控除証明書や領収書、小規模企業共済掛金等控除証明書、生命保険料や個人年金の控除証明書、地震保険料や旧長期損害保険料の控除証明書、医療費の領収書(医療費控除の明細書を作成している場合は、持参の必要はありません)、寄付金の領収書、障害者手帳など)
- ・ 印鑑(朱肉を使うもの)
- ・ 前年の申告書控え(有る場合)
- ※ 八雲税務署から「確定申告のお知らせ」が届いている方は忘れずに持参してください。

## 【還付申告について】

確定申告が必要ない方でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合、または年末調整による所得税の精算後、新たに所得控除を受ける場合は、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

## 【譲渡所得のある方へ】

譲渡所得の内容によって、申告に時間がかかるため八雲税務署へ引き継ぐ場合がありますのでご了承ください。

## 申告で使用する 本人確認書類

申告書を提出する際は申告者の本人確認が必要です。本人確認はマイナンバー(個人番号)の確認と身元確認で行います。それぞれの確認に必要な書類を表にまとめましたので、確認のうえ準備をお願いします。



本人確認書類						
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード(個人番号カード) ※写しを添付する場合には、表面および裏面の写しが必要です。					
マイナンバーカードをお持ちでない方	①番号確認書類 および ②身元確認書類					
	<table border="1"> <tr> <td>① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</td> <td>●通知カード ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)などのうち、いずれか1つ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td>② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</td> <td>●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうち、いずれか1つ</td> </tr> </table>	① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	●通知カード ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)などのうち、いずれか1つ	+		② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	●通知カード ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)などのうち、いずれか1つ					
+						
② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうち、いずれか1つ					